

植民地支配下の朝鮮語

李 炯 喆

Korean Language under the rule of Japanese Colony

Hyong Cheol LEE

抄録

朝鮮が日本の植民地になってから日本語が国語となり、朝鮮語は民族語となったが、35年間に及ぶ全植民地期間中に朝鮮語使用が禁止されたわけではなかった。1920年代の文化政治期には教育熱が上がったため普通学校の新設が急増し、なお朝鮮人による朝鮮語（ハングル）の啓蒙運動と研究が展開され、制限的ながら言論、文化活動も許された。しかし、1930年代後半になり、内鮮一体を目指す皇民化政策の下で、学校と官公署で朝鮮語の使用が禁止され、国語常用が強要されたが、朝鮮人の日本語解読率が20%くらいしかなかったため、終戦の日まで朝鮮語による新聞の発行と放送を行った。総督府は朝鮮語使用の禁止・国語常用運動を展開しながらも、一方では植民地統治のため、自ら朝鮮語の新聞と放送を活用する方針を採ったが、それでいて朝鮮語使用禁止と民族性の抑圧を否定するのは無理である。

キーワード

朝鮮教育令、教育熱、国語常用、朝鮮語使用の禁止、毎日新報・京城第2放送

はじめに

本稿は植民地支配期における朝鮮総督府による朝鮮語教育政策の下で、朝鮮語が朝鮮民衆にどのように取り扱われたかを大まかな観点から検証したものである。その主な目的は、日韓両国民が有している異なる認識の偏重のためである。大概の韓国人は「日本語強要」、「朝鮮語禁止と抹殺」という認識を、日本人は「朝鮮語禁止また抹殺は虚偽」と認識しているからである。そのような認識は特定の時期においては当てはまるが、35年間の全植民地期の認識としては正確ではない。総督府による日本人教員、警察などに対する朝鮮語奨励政策もあり、1920年代から1930年代には朝鮮人の手による朝鮮語研究、民族新聞の発刊、ブナロード（V narod）運動によるハングル教育と農村啓蒙運動などが展開された。しかしながら、1938年の第3次教育令公布以後、学校教育から朝鮮語が随意科目に変わって、ついに廃止となり、民族新聞の廃刊、朝鮮語学会事件、国語常用運動の下で日本語の使用が強要される一方、学校でも朝鮮語使用が禁止された。

しかしながら、1930年代末になっても日本語を解する朝鮮民衆が15%に満たなかったため、国

語常用運動にも拘らず、統治のために朝鮮語新聞『毎日新報』を発刊し、京城第2放送では朝鮮語放送をせざるを得なかった。本稿では大まかながら、全植民地期での朝鮮語政策と朝鮮人の対応を検討することによって、そのような認識の真相と限界を明らかにする。

1. 朝鮮教育令とその変化

日本が朝鮮の教育政策に介入したのは、1906年に制定された「普通学校令」からである。1905年から日本による統監政治が始まったが、まだ韓国（大韓帝国）政府の学部が存続し、国語は朝鮮語であった。1910年の併合後から日本語が国語となり、朝鮮語は民族語として使用されたため、朝鮮の社会では日本語と朝鮮語が併用されるようになった。学校教育は国語である日本語で行われたが、教科科目として朝鮮語・漢文が教えられた。教科書は総督府の編纂または検定したものを使い、授業は日本語で行われ、できる限り日本語で教えるのが求められた。しかし日本語の直説法では、特に低学年の朝鮮人学童の理解が難しかったため朝鮮語でも説明し、1920年代からは朝鮮人教員も採用されたので、学校でも朝鮮語が完全に排除されたわけではなかった⁽¹⁾。

日韓併合後の1911年から1938年まで朝鮮総督府は3回に渡って教育政策を包括的に示す勅令を公布した⁽²⁾。その内容は朝鮮民衆の民度と時勢、植民地統治への朝鮮民衆の反応、総力戦への動員の必要性から編み出されたものであり、朝鮮人児童の教育は義務教育ではなく、父母の負担も大きく、教科内容も日本人小学校と異なったが、総督府によって公認された教育機関のみの学歴が認められたため、1920年代からの教育熱などにより6面1校から3面1校へ、さらに1面1校のように公立普通学校の設立が拡充された。

(1) 第1次朝鮮教育令（1911年）・武断政治

第1条「朝鮮に於ける朝鮮人の教育は本令に依る」のように朝鮮人のための教育令であって、第2条「忠良なる国民を育成する」ことを本意として、第3条「時勢及び民度に適合せしむることを期するべし」を教育方針とした。国語（日本語）を普及するため、普通学校（4年生小学校）、高等普通学校（中学校）、女子高等普通学校（中学校）が、その他実業学校、専門学校などが設置された。朝鮮人児童の進学率が低調であって、日本語を習った男は日本軍に、女は日本に売春婦に連れて行かれるとのデマが飛んだため、進学率の低調の理由とも言われたが、実は朝鮮人の間で近代的な教育への理解が低く、朝鮮の伝統的な書堂教育に頼っていたからであろう。

(2) 第2次朝鮮教育令（1922年）・文化政治

3.1独立運動によって文化政治と変わった教育令であって、国語を常用する者（日本人）と国語を常用しない者（朝鮮人）に区分され、前者の教育機関は小学校、中学校、高等女学校と称された。日鮮修学年限の同一化を図って、普通学校の修学年度が6年となったが、土地の状況によっては4-5年の普通学校もあり、1930年代には公立普通学校に2年制の簡易学校を設置して、朝鮮人の教育熱と時代の必要性を吸収した。日本人には義務教育が施される一方、朝鮮人には義務教育でなく国庫補助金と地方費補助金から財政支援はあったが、授業料と教材費が受益者個人負担となり、不足した財源は地域内の朝鮮人の地税、戸税、家屋税からの賦課金で支えた。朝鮮人の教育熱が高くなったため、3面1校だった方針が1928年からは1面1校に変わり、急に普通学校の数が増えた。授業料などを払う朝鮮人児童の父兄が学校評議会で学校教育について要求することもできるようになった。1924年、帝国大学としては6番目に、外地初の京城帝国大学が設置されたが、総督府の提案した「朝鮮帝国大学」の名称を日本政府法制局が「京城大学」または「京城帝国大学」にすることにしたため、京城帝国大学に決まった。朝鮮という名称が内包する民族性が危惧されたと言われている。学生の6割は日本人であったので、主に朝鮮人のために設立されたとは言いきれない。

(3) 第3次朝鮮教育令（1938年）

日鮮の共学方針と教育機関の名称が同一となり、1941年に小学校令を国民学校令に変更する国民学校令の公布と、1943年に中等学校令の公布によって一部改正があった。朝鮮語の受難が始まって、必修科目であった朝鮮語科目が1938年から随意科目となったため、漸次廃止されていた。1942年12月に1946年から朝鮮に義務教育を実施することが公表されたが、皇民化政策が強引に進められたため、韓国では民族・文化・言語の抹殺と受け止めている。

その時期に総督府が視野に入れたのが、朝鮮人の軍役（兵士・軍属）である。自国の国民軍に朝鮮人を大量に入れることは一つの賭けでもあったが、日中戦争によって総力戦体制になり、戦力と労働力の増強のため、内鮮一体の下で同化ができると思えた朝鮮半島の青年の動員に着目した。1938年に陸軍特別志願兵制が始まって1944年からは徴兵制が実施されたが、そのためにも国語常用運動の下で朝鮮人青年に徹底的に日本語を教えねばならなくて、学校教育を受けていない人のために「青年特別錬成所」を設置した。

今日においても日韓両国民の観点と認識の相違が最も大きいのが、この時期の歴史であって、皇民化政策に自ら積極的に協力した朝鮮人も多く、彼等は解放後に自分なりの弁解を漏らしたが、それが朝鮮民衆の総意ではなかった。

2. 朝鮮語奨励政策と啓蒙運動

(1) 朝鮮語奨励政策

宗主国が統治のため自国の官吏に植民地言葉を習わせることは一般的なことであった。3.1独立運動後、斎藤実新総督の下で文化政治が始まり、日本人官吏のために朝鮮語奨励規程による朝鮮語奨励試験を制度化し、教員、警察、金融組合員などの日本人に朝鮮語修得を奨励して、手当金支給、昇進などの優遇策も採った。普通学校で初等教育に当たる教員への朝鮮語奨励は1910年代に盛んに行われたが、むしろ朝鮮人の教育熱が上がる1920年代に入ってから、教育の直説法の浸透、朝鮮人教員の日本語力向上などの理由で衰退して、1921年内地人教員朝鮮語試験が廃止された⁽³⁾。しかし、警察、金融組合員への朝鮮語奨励は強化された。山田寛人によれば、総督府が支配の円滑のため朝鮮語奨励を行ったのは明白であるが、植民地期の日本人に朝鮮語は学ぶ値打ちのない言語と認識されていたことを想起すれば、日本人官吏などが総督府の統治イデオロギーという動機のみで朝鮮語を学んでいたとは考えにくく、職務上・生活上の理由、手当金の影響、ひいては内鮮宥和という自負心と使命感などがあったからである。それにイメージされる朝鮮語学習者の姿は、日本の朝鮮支配に協力する冷酷で残虐な日本人の姿とは異なる⁽⁴⁾。朝鮮語が話せる優しい日本人官吏のことが韓国の小説とドラマにも登場している。

(2) ハングル啓蒙運動

朝鮮に宥和政策が実施された1920年代の文化政治期には、教育、言論、出版、結社などで朝鮮人らが制限的ながら民族運動を展開することができるようになったが、言うまでもなく植民地支配容認の範囲内での懐柔政策であった。

1920年3月に『朝鮮日報』が、4月には『東亜日報』が創刊され、民族意識を鼓吹したが、そのため時々停刊処分を受けた。1920年代から1930年代半ばにかけて朝鮮では言論界・朝鮮語学会・青年学生が中心となって、朝鮮人の文盲退治運動または農村啓蒙運動を推進した。両新聞社はハングル講習会を支援し、特に東亜日報は1931年から1934年までブナロード（V narod）運動を展開したが、1935年総督府の中止命令でハングル普及運動は中断された⁽⁵⁾。啓蒙運動によって民族性が目覚めることを警戒したからである。東亜日報は1936年のベルリンオリンピックで金メダルを獲得した孫基禎のユニホームから日章旗を削除した写真を掲載したため、4度目の無期停刊処

分を受けた。その後も両新聞は総督府の政策を批判したが、1940年8月総督府の圧力によって廃刊に追い込まれた。両新聞が廃刊されてから唯一のハングル・漢字混用の新聞は『毎日新報』であったが、同紙は総督府のハングル版機関紙であった。

(3) 教育熱と普通学校設置

朝鮮においても1895年の甲午改革から近代的な教育機関が設立され、ハングルへの関心が高まったが、本格的な近代教育が実施する前に植民地になった。植民地になってからも書堂という初歩的な漢学を教える伝統的な寺小屋が教育の主流であって、1919年の3.1独立運動以前までは就学率が大幅に低く、依然として書堂が教育の中心であった。植民地下の朝鮮人児童の教育機関は、普通学校(1906年)→小学校(1938年)→国民学校(1941年)と名称が変わった。

1911年の「公立普通学校費用令」が1920年に「制令44号朝鮮学校費用令」に変わり、朝鮮人の教育熱も高くなって、普通学校への進学率も向上された。当時、学校の設立と運営は地域社会の住民集団全体の同意と努力を前提とした⁽⁶⁾。学校設立と運営のため学校評議会を設置したが、総督府の行政区域を基準として、郡地域の学校評議会には面ごと1人ずつ評議員を配当して、朝鮮人面協議会員の候補者から選挙で選んだ⁽⁷⁾。教育熱のため、3面1校が1928年からは1面1校に変わり、1925年の男子学生の就学率は25%であったが、5年後の1930年には28%に上がった。しかし、普通学校設置が既存の生活圏と交通様式を無視した行政区域に基づいたので、山などの地形によって通学に時間がかかった。なお、学校設立と運営費用に国庫補助金と地方費補助金があったが、大体該当地域の朝鮮人が負担せねばならなくて、朝鮮総督府当局者らは現金をたくさん確保した地域に学校設立の優先権を与えた。普通学校設立に際して期成会を組織するため、面民大会を開催し、寄付金を集めて建設予定地を確定してから総督府の認可を得た後、学校を建築した⁽⁸⁾。学校の位置をめぐる葛藤は地域社会全体を分裂させ、緊張と対立が高まり、総督府の学校政策であったにもかかわらず、面という行政的な空間分割を当然の前提と受け入れたため、地域によっては朝鮮人社会の分裂と衝突に帰着された⁽⁹⁾。

なぜ、教育熱が高くなったのか。それは社会的上昇の欲望と生き残りの戦略的性格を持ったからである。末端官吏である面書記が巡査になるためには少なくとも普通学校を卒業せねばならず、時間が経つにつれて小使と店員になるためにも普通学校の卒業が必要であった。公式的に認められる学校の学歴が優先視されるようになってから地域住民らは以前の大韓帝国の教育機関であった書堂、講習所などの私設教育所を公立普通学校に転換させる必要性を感じ始めた⁽¹⁰⁾。

しかしながら、普通学校を卒業して身分を上昇させるチャンスはそれほど多くなく、1930年代の朝鮮は全般的に経済水準が低かったため、朝鮮人児童が普通学校教育を受けてからさらに上級学校に進学することは難しかった。普通学校を卒業した学生のうち、一部が上級学校に進学したが、殆どの人は故郷の農村に帰って農業を営むか、潜在的な失業人口になった。中学校以上の教育機関に進学しても学費問題などで学校をやめることが多かった。1928年の普通学校男子学生の卒業生の中、10.6%のみが中学校に進学して勉強を続けたり、職を得て近代的な部門に移動することに成功したと言えよう⁽¹¹⁾。この現象は府(都市)と面(農村)、更に男子学生と女子学生との間で大きい格差があった。

(4) 朝鮮語学会

韓国に現存するハングル学会の始原は1921年12月に結成された朝鮮語研究会で、朝鮮政府が設置した国文研究所の中心研究員であった言語学者周時経の弟子たちを中心となって結成したものである。同研究会は、朝鮮語の学術研究と朝鮮語を通じた民族意識の涵養のために、1927年に雑誌『ハングル』を創刊したが、民族主義的な内容により、発行停止などの処分を受けることもあった。なお、訓民正音創製480年に当たる1926年陰暦9月29日を「カギャの日(가갸날)」とし、

1928年には「ハングルの日」と改称した。総督府は朝鮮語の文法体系の整備に乗り出し、1930年この研究会の主要メンバーと共同で朝鮮語の正書法である諺文綴字法を作成した。同研究会は1931年1月に朝鮮語学会に改称され、同年から朝鮮日報と東亜日報に協力して「文盲退治運動」のために、教材編集と校正を担当し、会員を講師として送り込んだが、警察によって中止になった。朝鮮語の研究、朝鮮語講習会を続けながら朝鮮語辞典の編纂を進める中、1942年10月朝鮮語学会事件が起こった。同事件によって彼らは一斉に検挙され、辞典編纂活動は中断されたが、中断になった辞典編纂の作業は1947年から再開され、1957年のハングルの日に最終巻を刊行して『大辞典』(큰사전)編纂事業を終えた。戦後、彼らは韓国と北朝鮮で国語学者として再び活躍するようになった⁽¹²⁾。

3. 朝鮮語使用禁止

今日において、我らは言葉自体に政治性とイデオロギーを感じずに母国語と外国語を使っているが、植民地時代の朝鮮語が政治性、民族性を帯びるのは当然のことであった。朝鮮語の普及は民族性の高揚をもたらして独立に繋がる恐れがあったため、1930年代末から皇民化政策の下で同化政策を推し進めていた総督府が朝鮮独立の動きに神経を尖らせていたことは十分に想像できることである。

(1) 皇民化における日本語と朝鮮語

井上薫は、1936年8月南次郎総督が就任してから日本語の普及と強要について、その強度変化と徴兵制実施との関連性を詳しく述べている⁽¹³⁾。当時の総督府の方針は、「国語常用こそ内鮮一体を具現する最も容易な第一歩」であり、「国家総力戦のため、朝鮮人に国語全解運動を一段と徹底」したのである。

1937年日中戦争勃発後、日本は総力戦体制を構築する中、植民地においても皇民化政策の一環として、朝鮮人に「国語全解・国語常用」を強要した。国語常用の強要は徴兵制の実現のためにも欠かせない政策であった。陸軍特別志願兵制の実施、第3次教育令公布、神社参拝、宮城遙拝、創氏改名(1940年2月)などの皇民化政策は尋常ではなく、他民族に皇国臣民という地位を与えて日本語を教え込むと、同化ができると思い込んだ愚策の極みであった。1938年の第3次朝鮮教育令改正後から始まった国語常用運動はついに学校と官公署における朝鮮語使用禁止に繋がった。

(2) 抵抗の言葉

朝鮮語科目は必修科目から随意科目となり、1941年の国民学校規程によって朝鮮語が漸次教科科目から消えた。学校と官公署で朝鮮語使用禁止、国語常用運動が展開され、学校で朝鮮語の使用が見つかることと罰せられることになった。日中戦争後、日本では新聞社の統廃合が進み、朝鮮においても時局に応じて自ら廃刊するように強要したので、1940年8月に『東亜日報』と『朝鮮日報』が総督府の言論統制の強圧に耐えられず、廃刊に追い込まれた。1942年には朝鮮語弾圧の象徴でもある「朝鮮語学会事件」が起こって、過去に総督府とともに朝鮮語の文法体系整備研究をしていた朝鮮人学者ら31人が検挙、投獄、裁判を受け、2人は獄死した。事件のきっかけは、咸鏡南道前津の永生女子高等普通学校4年生が2年生の時の日記に「国語を常用する者を罰した」と書かれたことから始まり、その女子学生の元教員が朝鮮語学会で朝鮮語辞典編纂に関わっていることであった。総督府は彼らを民族主義者の集団と見なして、彼らによる語文運動は最も深謀遠慮を含む民族独立運動の漸進形態と断定したからである⁽¹⁴⁾。

安田敏朗によれば、「日本語」という「配電システム」がコピーされて、「朝鮮語」という「配電システム」を再生産しようとしたことは、植民地支配を行う総督府にとっては独立への準備に見えたので、治安維持法違反として検挙したのである⁽¹⁵⁾。朝鮮語学会の会員らをはじめ、当時の

植民地下の朝鮮の知識人たちがどれほどの民族意識と独立意識を持っていたかは知るすべもないが、仮にそのような意識があっても、当時の朝鮮の実情を鑑みれば、朝鮮の知識人たちが独立運動の先鋭になれる状況ではなかった。対抗的な「配電システム」⁽¹⁶⁾の形成に対する植民地当局による過剰な強硬弾圧によって、却って戦後の韓国語に強い愛国心が鼓吹される朝鮮語抹殺事件の典型となった。呉成哲は朝鮮人が学校教育を受けて、日本語の文解能力を持つことを諸刃の剣に比喻した。即ち、一方の刃は朝鮮民族の正体性が否定され植民地体制に吸収される方式として使われるが、他方の刃は植民地支配に抵抗する武器になれる可能性がある。日本語の文解能力は批判的な意識の成長を可能にする力になりうる⁽¹⁷⁾。

そのことを韓国では朝鮮語抹殺という。しかし、日本では抹殺はとんでもなく、相変わらず朝鮮語は使われていたと反論する。それも事実であって、それについては後述する。総督府が監視の目を光らせたのは土くれのような朝鮮民衆ではなく、学識のある朝鮮の知識人であって、彼らの言動に民族的かつ独立的な要因があると弾圧をした時代であった。その弾圧を受けた人々にとってそれはまさに抹殺だったであろう。学生詩人尹東柱は同志社大学留学中、朝鮮人の仲間らに総督府の政策を非難し、民族意識の高揚のための朝鮮史研究、朝鮮独立の必要性などを訴えたことによって治安維持法違反で起訴された。裁判で懲役2年に処せられ、1945年2月16日27歳の若さで福岡刑務所にて獄死した無名詩人の詩は、未だ韓国で多くの人々の間で愛誦されている⁽¹⁸⁾。

(3) 無理な国語常用の強要

国語（日本語）常用のため、朝鮮語さえ文盲率の高い朝鮮人に異国の言語を強要すること自体がそもそも無理であり、仮に学校で朝鮮語使用を禁止しても、放課後家に帰った朝鮮人の児童は家族とまたは友たちと朝鮮語を交わした。そのため、学校では日本語を、家など学校の外では朝鮮語を使うのが普通であった。ここで、大邱公立女子高等普通学校（現慶北女子高等学校）3～4年生（1937.2.18～12.12）時のK嬢の日記を見てみよう。1937年3月3日につけた大邱公立女子高等普通学校K嬢の『女子学生の日記』を見れば、K嬢日記の‘実践事項’の欄にはほぼ毎日‘国語常用率’が記録され、担任がそれを検閲することが繰り返された。K嬢が毎日‘国語’で日記をつけることが‘内面的な統一を促進’して‘国民’になるための‘錬成’の過程と、学校側は教えた⁽¹⁹⁾。K嬢は「毎日の国語常用は時間が経てば上手になるでしょう、努力はしますが、何か状況が悪くなるとすぐ話しやすい言葉で話すので、実力が伸びません」と書いている。身体は朝鮮語が「話しやすい」と感じ、またそれを望んでいるが、他方学校側が「国語常用」と「国語」能力の向上を要求するため、努力しなければならぬという強迫観念に囚われていた⁽²⁰⁾。K嬢が日記を書いたのは、日中戦争勃発前後の時期であるが、1938年の第3次朝鮮教育令の以前から日本語教育の強要があったことが分かる。

実は、日本語教育の強要、朝鮮人壮丁の戦争への動員、皇民化政策などは1936年8月に就任した南次郎総督の影響が強い。1941年9月30日に開催された朝鮮総督府定例局長会議で南総督は国語常用の鉄則の怠り勝ちについて次のように言及した⁽²¹⁾。

近來各学校特に中学校以上の学校において国語を使はず朝鮮語を使い、国語常用といふ建前が弛緩の傾向にあるとは甚だ遺憾と思ふ。学校内では国語使用を不斷に奨励し努力してゐるにも拘らずかゝることを耳にするのは実に残念である。家庭にあつてはやむを得ず朝鮮語を使はねばならぬ場合があらうが、教員、生徒はなるべく国語普及のために家庭内でも国語使用に努むべきである。

その後、1942年4月14日の朝鮮総督府局長会議での訓示で一般民衆に国語全解運動を徹底するように言及した後、「但し朝鮮語使用を禁ずるにあらず。特に、実際問題として大半以上国語を解せざるものある今日に於ては、国語奨励を朝鮮語廃止なりと誤解せしむるが如き、急激且つ無

理なる強制に出でざる用意肝要なり」⁽²²⁾と、無理な禁止を控えるように指示した。しかし、『京城新聞』は1年後の8月16日付社説「内鮮一体と国語常用」で「国語常用といふよりは更に一步進めて朝鮮語を抹殺するていの熱意を以て国語教育の徹底を図ることが内鮮一体の実を挙げる所以であり、小磯総督のいふ国体の本意透徹、又それによる道義朝鮮の確立の捷徑であり根本である」と、抹殺という用語まで用いながらうまく進まない日本語普及へのもどかしさを表していた⁽²³⁾。当時の新聞が抹殺という表現を使っている。

1942（昭和17）年5月の京畿道道知事諮問「国語全解運動ノ現状ニ鑑ミ之ガ強化徹底ヲ期スベキ具体的方策如何」の答申書に対して、仁川府は「(4) 諺文ノ新聞又ハ其ノ他印刷物、ラヂオ第二放送廃止、内地人鮮語試験ニ依ル手當制廃止。凡ユル集合ニ鮮語通譯廃止。看板、標識、廣告等ヨリ諺文撤去。ラヂオノ國語口座利用強化。簡單ニシテ興味アル國語刊行物発刊。(5) 基督教牧師等一般民衆ヲ率ユル立場ニアル者ニシテ國語ヲ解セザル者ハ許可、認可制ヲ採ルコト」⁽²⁴⁾のように答申している。これこそまさに朝鮮語抹殺の方策であろうが、言うことが極めて勇ましくても、所詮実行不可能なことであった。

日本語の読み書きができぬ朝鮮人を統治するためには朝鮮語を通さなければ、植民地当局からの通達などが伝わらなかった。仮に学校と官公署で朝鮮語使用を禁止しても、総督府は統治のため、京城第2放送で朝鮮語の放送をせざるを得なく、総督府の機関紙『毎日新報』も朝鮮語と漢字の混用記事を出さざるを得なかった。1943年末に日本語を解した朝鮮人は22%しかいなかったからである。朝鮮語使用の全面的な禁止ひいては抹殺したくてもできぬ理由はまさにそこにあった。

(4) 賞罰

国語常用・国語全解運動をより加速するために、総督府が行ったことが「罰札」、「国語常用家庭」の門札と「国語常用章」であった。「国語カード」、「国語常用違反章」などの罰札は学校内のことであるが、国語常用家庭の門札と国語常用章は朝鮮人の家庭の中まで国語常用を押し付けたためであった。1938年の第3次教育令公布以来、国語常用運動が強要される中、学校などで朝鮮語を使用した学生からは「国語カード」を1枚差し出す、模範的に国語を使用する学生には「国語賞」というバッジをつけさせた。国語常用家庭には統制物資の優先配給、一部夫役の免除、賃金、雇用、初等学校入学選考における優遇などの特典が与えられ、国語不使用者については不利益を与える策が練られた⁽²⁵⁾。

植民地期の教育をうけた人々から学校で朝鮮語を使ったら先生に叱られ、罰を受けたという話を聞いたことがある。終戦時、水原邑新豊国民学校4年生であった筆者の親戚の証言によると、学生に紙きれのような「国語カード」10枚を与えて、もし朝鮮語使用が見つかったら罰として1枚ずつ差しだされ、10枚が全部なくなったら道徳科目の点数が減点されるか、またはトイレの掃除をさせられたという。

4. それでもなぜ使用されたのか

既述のように、1930年末以来朝鮮語使用は学校教育と官公署で次第に制限・禁止された。しかしそれにもかかわらず、朝鮮社会では朝鮮語が使用されていた。確かに学校教育を中心として日本語が朝鮮人の家庭にも社会にも普及していたが、短期間に普及率を高めるのは不可能であり、そもそも文盲率の高かった朝鮮で植民地期には日本語教育を行ったため、家父長的な社会状況と経済的な理由などで就学できなかった朝鮮人は朝鮮語にも日本語にも文盲にならざるを得なかった。それでは朝鮮語使用の目的と実態について見てみよう。

(1) 統治のため

【新聞】1940年、朝鮮と東亜の両新聞が廃刊されてから毎日新報が唯一のハングル・漢字の混用新聞であった。毎日新聞の前身は1904年創刊した大韓毎日新報であったが、併合後は日本人経営の京城日報の姉妹紙として続刊された。総督府の日本語版機関紙が京城日報であり、朝鮮語版機関紙が毎日新報であった。ここで『毎日新報』(朝刊)1942年5月7日の三面の記事を紹介しよう⁽²⁶⁾。

この要綱で、年よりとか、若者とか、男も女を問わず、誰でも皆容易く実践できる国語普及として『一日一言運動』を提唱していることと、全家族が常に国語を使用する家庭を『常に国語を常用する家』として広く表彰して、公職その他の就職にも国語を常用する人を優先的に優待するようになったのは、適切な方策と注目されるが、果たして国語の言葉をどれほど知れば、易しい会話ができるのか。この方面の専門家である総督府島田編輯課長に聞くと、2百ないし3百言葉だけ知ればできると言うので、一日一言ずつ学べば半年ないし一年も経たないうちに、易しい言葉が聞き取れ、話せるというわけである。(中略)そのため、総力連盟が無料で朝鮮全土の各層に配布するために今作っている初歩教科書国語に収録した言葉の数も二百五六十言葉程度である。

同日の夕刊も朝鮮人の皇民臣民化の捷徑は国語普及であり、皇国臣民として国語の習得常用が必須の資格要件たることを自覚させると、国語普及運動要綱を報じている⁽²⁷⁾。

【ラジオ】総督府は、1927年2月日本語・朝鮮語の二重言語体制の混合編成の単一体制として京城放送局(JODK)を開設し、1932年4月には経営母体も「社団法人朝鮮放送協会」に改組した。1933年4月には朝鮮語専用の第2放送を開設して、日本語第1放送と朝鮮語第2放送(1933年10キロワット、1937年50キロワット)の二重放送という空前絶後のシステムを構築して聴取者を確保していった⁽²⁸⁾。当時、ラジオを聴くためにはやや高い月額1円の聴取料を払わねばならなかったため、貧乏な朝鮮人の家庭では聞けなかったが、食堂、喫茶店、農村の集会所等、人がよく集まる所に設置されたので、聴取者数は決して少なくなかった⁽²⁹⁾。

総督府の立場では、日本語の理解ができなく、さらに文字も知らない朝鮮民衆の誰もが聞き取れる放送が必要であって、朝鮮語報道放送の言語問題に苦心せざるを得なかった。そのため、放送局に要求されたのが他ならぬ「平易な俗語使用」と「放送従事者の朝鮮語発音訓練」であった。1930年代後半、第2放送部の内部で朝鮮語純化運動が始まった時期が国語常用という名分の下で日本語使用が強要された時期であって、『朝鮮日報』と『東亜日報』が廃刊された時期にもっとも官制的なメディアである朝鮮語のラジオ放送で可能だったことはアイロニーである⁽³⁰⁾。朝鮮語による放送は国語常用を妨げるということであったため、前述の仁川の答申書のように朝鮮語放送廃止論も台頭した。

1930年代後半になると、昼の時間には講演、ニュースを通して皇国臣民化と内鮮一体のプロパガンダが行われた朝鮮語放送で夜になると、パンソリ(판소리、唱劇の唄)、民謡のような伝統音楽が全国に鳴り響き、ひいては朝鮮宮中音楽である雅楽が無線ネットワークを通して全国に中継される微妙な状況になった⁽³¹⁾。朝鮮人聴衆者らが好んで聞いたプログラムは朝鮮音楽を主にした演芸娯楽プログラムであった。この時期のラジオ放送は一方では植民地同化政策のための道具としての性格を持ちながらも、他方では植民地社会の中で大衆文化を生産・流通させる近代的な大衆媒介としての性格を有していた⁽³²⁾。プロパガンダの道具としてラジオの効率的な活用のため、植民地当局としてはより多くの聴取者がラジオを聴く必要性があったので、高出力の放送所設置と全国的な放送網の拡張を試みて、朝鮮人聴取者の数も急増した。その過程で朝鮮語放送は総督府の事前検閲と審議の中でも相当な程度の自立性をもって朝鮮的なプログラムを発展させることができ、結果的には文化的側面の近代性に寄与した。第2放送局内での朝鮮語規範化運動及

び純化運動の事例がよく現しているように、植民地朝鮮の知識人と民衆は権力のメディアであるラジオを植民地の文化的近代性を確立する方法へ利用することができた⁽³³⁾。

上記の記述は、植民地期の近代を公共性の観点から分析したもので、従来の植民地史観の限界を論破しようとしたものである。果たして、当時の朝鮮の知識人がそのような目的意識を持っていたのか、または第2放送がその機能を果たしたかは計り知れないことであるが、京城放送局が戦後の韓国政府の下でKBSになり、第2放送関係者らが戦後も活躍したことを鑑みれば、結果論的な妥当性があるだろう。

太平洋戦争勃発とともに放送内容の戦意高揚化は避けられないことであり、1942年4月、放送電波管制のため一時休止されたが、1943年11月に再開された。李恵求京城放送局第二報道課長によれば、その時から二重放送になり、朝鮮語ばかりでは日本語の促進ができないので、初歩日本語講座と日本語会話の時間を設けて日本語を教えた。なお、易しい日本語による時事解説をし、朝鮮語放送の中でも祝祭日、記念日、人名、地名などは日本語読みで放送して、解り難い場合朝鮮語読みを付けたたり、朝鮮語の演劇の中に日本語の言葉を入れた⁽³⁴⁾。要するに、国語常用が無理ならば、朝鮮語の中にできる限り日本語の単語・用語を混入することで、朝鮮人に日本語を早く馴染ませる方策を取っていた。

(2) 奨励か禁止か

1942年5月5日に総督府は「国語普及運動要綱」を決定し、その要綱の趣旨は「本運動は半島民衆をして確固たる皇民臣民たる信念を堅持し一切の生活に国民意識を顕現せしむる為悉く国語を解せしめるかつ日常用語としてこれを常用せしむるにある」であった⁽³⁵⁾。

総督府が朝鮮全土で法令を以て朝鮮語使用を禁止したことはなかった。しかし、法令でなくても上意下達の訓示、通牒などでも十分に学校と公共の場で国語常用を強要し、かつ朝鮮語使用を禁止することができた。法令で禁止したことがないから強制ではないと言えなく、朝鮮語禁止に繋がる国語常用・国語全解運動のような強要は決して奨励とは言えない。総督府警務局編修官の広瀬統（京城帝国大学法文学部卒）は「国語普及の新段階」には、「国語はわが日本国家の言葉である。（中略）故に皇国臣民にして国語を解していないものは、極言すれば皇国臣民にあらずとも云ひ得る。また国語が国家の言葉であるが故に、国家としては国民に国家の言葉を習得せしめる義務を負ふとも云ひ得るであらう。」と述べながら、ある道のなかには官吏はその家族に一年以内に国語を習得させ常用するように申合せたところや、国語不解者を教導する「国語常用会」を結成したり、各道ごとに国語教本を編輯するなどの動きがあったという。また道庁への電話や陳情は相手が国語を解するか解せざるとを問わず国語でなければ一切受け付けないという申し合わせを行ったところもあったと記した⁽³⁶⁾。

すべての朝鮮人に日本語普及が強要されたわけではなかったが、既述のように日本語普及の意図がそのくらいであるならば、奨励ではないことは自明であろう。自発的な承服が伴うように要請するのが奨励であろう。「皇国臣民にあらず」、「義務」、「受け付けない」は奨励レベルの言動ではない。

終わりに

併合から解放までの朝鮮語の使用と制限について大まかに調べてみた。植民地、即ち日帝36年間国語の地位を日本語に取り換えられた朝鮮において朝鮮語は民族語として使用され、文化政治期には植民地支配を揺るがさない限度内で朝鮮語の啓蒙運動も許されていた。なお総督府は統治の効率性を高める目的で日本人の教員、警察、金融関係者らに朝鮮語教育を奨励し、終戦直後まで朝鮮語新聞『毎日新報』の発刊と朝鮮語放送の京城第2放送も続いた。そのため、朝鮮語抹殺

は真実ではないとも言えるであろう。しかし、学校と職場などで禁止が強要されたことは否定できない。さらに、朝鮮での徴兵制実施に伴って、朝鮮の若者への日本語普及に躍起になったのも事実である。既述のように京城新聞の社説に「朝鮮語を抹殺するていの熱意」と明記されたが、朝鮮語使用の禁止または抹殺をしたくても現実的には不可能であることであった。法令で禁止したこともなく、相変わらず朝鮮社会では朝鮮語が使われていたが、朝鮮語の新聞と放送は統治のためであって、その原因と真相も具に調べてから客観的な判断をすれば良い。朝鮮民族のレベルから皇民化政策下における植民地当局の政策を見れば、間違いなく民族性の剥奪である。植民地期の朝鮮民衆には植民地政策に積極的に協力した人、権力と時代に逆らえられず服従した人、抵抗して弾圧を受けた人がいたため、当時の民族性も一枚岩ではなかったのは事実であるが、決して植民地当局の政策に積極的に協力した人々が朝鮮民族を代表したわけではない。

1945年8月15日、日本の敗北のため朝鮮は解放された。その日を韓国では光復節と言ひ、米軍政庁の法令第6条により9月24日から韓国の公立学校（初等学校）が開校して、教員は日本人教員を罷免して急速に韓国人教員を増員し、使用語も韓国語となった⁽³⁷⁾。35年ぶりに朝鮮語は韓国語として再び国語の地位を回復した。しかし、日本語が韓国語に残した負の遺産は少なくなく、戦後70年以上経ってもその残滓がある。もう巷では韓国語として定着した日本語もあるが、無理のない範囲で国語を純化すべきであろう。

注

1. 山田寛人「植民地朝鮮における近代化と日本語教育」日韓歴史共同研究委員会・第3分科会編『第2期・日韓歴史共同研究報告書』2010年、158-160頁。
2. 朝鮮教育令の内容と政策の変化については以下を参照。
 - ・「朝鮮教育令」(<https://ja.wikipedia.org/wiki/>、2016.2.28)。
 - ・中野文庫「朝鮮教育令（明治44年勅令第229号）」(<http://www.geocities.jp/nakanolib/rei/rm44-229.htm>、2016.2.28)。
 - 中野文庫「朝鮮教育令（大正11年勅令第19号）」(<http://www.geocities.jp/nakanolib/rei/rt11-19.htm>、2016.2.28)。
 - 中野文庫「朝鮮教育令（昭和13年勅令第103号）」(<http://www.geocities.jp/nakanolib/rei/rs13-103.htm>、2016.2.28)。
 - ・熊谷明泰「賞罰表象を用いた朝鮮総督府の『国語常用』運動－「罰札」、「国語常用家庭」、「国語常用章」－」『関西大学視聴覚教育第29号』2006年。
 - ・佐野通夫「植民地朝鮮における日本の教育政策」『東京大学教育学部紀要第21巻』1981年。
3. 山田寛人『植民地朝鮮における朝鮮語奨励政策』不二出版、2004年、107-122頁。
4. 同上書、199-222頁。
5. 「ブナロード運動」『韓国民族文化大百科』(<http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Index>、2016.3.9)。
6. 이기훈「1920-30年代の普通学校と地域社会」尹海東, 황명주『植民地公共性－実態と隠喩の距離』図書出版本と共に、2010年、290頁。(韓国語)
7. 同上書、299-300頁。朝鮮学校費の詳細については、「朝鮮学校費令」『朝鮮総督府官報』1920.7.29を参照。
8. 同上書、298-307頁を参照。
9. 同上書、308-309頁。1928年9月から1面1校制が実施されたが、朝鮮の面は日本の村に当たる行政区分であって、1926年基準の面の面積は5.5方里、1,306戸である。しかし、田舎の面に

は山川があるため、児童が徒歩で通学するには地形が険しく、優に1時間以上かかる道程であった。

10. 同上書、304頁。呉成哲『植民地における初等教育の形成』教育科学社、2000年、第5章、第9章を参照。(韓国語)
11. 최근진『近代を見る窓20』西海文集、2007年、38頁。(韓国語)
12. 「ハングル学会」(<https://ja.wikipedia.org/wiki/>、2016.3.9)。
「ハングル学会」『韓国民族文化大百科』
(<http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Index>、2016.3.9)。
13. 徴兵制と朝鮮語強要との関係については、井上薫「日本統治下末期の朝鮮における日本語普及・強制政策」『北海道大学教育学部紀要第73号』1997年を参照。なお、徴兵制の展開と意義については、宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、1985年、第2-3章を参照。
14. 朝鮮語学会事件については、熊谷明泰「治安維持法下の朝鮮語学会事件」(<http://kuir.jm.kansai-u.ac.jp/dspace/bitstream/10112/2729/1/KU-1400SKS-20060400-.pdf#search='朝鮮語学会'>、2016.4.6)を参照。但し、韓国では事件のきっかけを列車内での女子学生間の朝鮮語会話が朝鮮人警察官安田(安田稔、朝鮮名安正黙)に発覚されて、取り調べを受けたことからと記している。同事件によって、辞典編纂に直接的に関わったり、財政的に支援したりした人々、及び協力した33名全員を治安維持法の内乱罪で追い込んだ。「朝鮮語学会事件」『韓国民族文化大百科』
(<http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Index>、2016.4.6)。
15. 安田敏朗『統合論理としての国語』三元社、2006年、220-221頁。配電システムという用語は『想像の共同体』のB.アンダーソンが近代化した国語の機能として表した言葉であるが、安田がそれを言語の問題として借用した(同上書、165頁)。
16. 同上書、161-165頁。
17. 呉成哲『植民地における初等教育の形成』教育科学社、2000年、416頁。(韓国語)
18. 「尹東柱」(<https://ja.wikipedia.org/wiki/>、2016.4.7)。韓国で尹東柱は日本の弾圧を受けた国民的な詩人となり、戦後発刊された『空と風と星と詩』は現在も多くの韓国人、特に青少年の間で読まれている。
19. 大田修「日中戦争期大邱朝鮮人女子学生の学校生活」韓哲昊・原田敬一・金信在・大田修『植民地朝鮮の日常を問う』東国大学校出版部、2013年、249頁。(韓国語)
20. 同上書、278頁。K嬢の日記には大邱駅での出征兵士の壮行会に行ったこと、千人針作りに加わったことも記されていて、日中戦争によって朝鮮社会も早くから戦時体制に突入したことが分かる。一方、日本(内地)への修学旅行の際、京都、大阪、宝塚劇場を見学してから、内地文化の発達に憧れている様子も記されている。
21. 熊谷明泰編著『朝鮮総督府の「国語」政策資料』関西大学出版部、2004年、651頁。(原典は『京城新聞』1941年10月1日夕刊1面)
22. 同上書、657-658頁。(原典は京城新聞』1942年4月15日夕刊)
23. 同上書、661頁。
24. 同上書、10頁。
25. 国語常用の賞罰については、熊谷明泰「賞罰表象を用いた朝鮮総督府の『国語常用』運動—「罰札」、「国語常用家庭」、「国語常用章」—」『関西大学視聴覚教育第29号』2006年を参照。
26. 熊谷、前掲書、572頁。
27. 同上書、572-573頁。

28. 서재길 「植民地時代の朝鮮語放送と植民地公共性」尹海東, 황병주 『植民地公共性－実態と隠喩の距離』図書出版本と共に、2010年、326頁。(韓国語)
29. 「朝鮮放送協会」(<https://ja.wikipedia.org/wiki/>, 2016.3.9)。
30. 서재길、前掲書、352-353頁。1940年前後に京城中央放送局第2放送部で展開された朝鮮語純化運動とは、ラジオ放送の大衆化のために平易な俗語使用と放送従事者の訓練であって、当時のアナウンサーは全員が専門学校か大学出身であったが、学校で朝鮮語を学べなかったため、朝鮮語発音が日本語の発音になるなどの誤りがあったからである(同上書、350-351頁)。
31. 同上書、347頁。
32. 同上書、355頁。
33. 同上書、355-356頁。서재길は「約20年間にわたる植民地期のラジオ放送は総督府当局の一貫された政策的な方向性の中で周到綿密に展開されたというよりは、不安定で流動的な様子だったように見える。それは植民地期のラジオ放送が植民性と近代性の矛盾的な結合の中から中層的な性格を有していたことを意味する(同上書、326-327頁)」と述べている。
34. 熊谷、前掲書、508-509頁。
35. 同上書、257-258頁。
36. 同上書、487-491頁。安田敏朗『植民地のなかの国語学』三元社、1998年、112-113頁。(原典は広瀬統「国語普及の新段階」『朝鮮』(朝鮮総督府)329号,1942年)
37. 森田芳夫・長田かな子『朝鮮終戦の記録・資料編第二巻』巖南堂書店、昭和55年、40-41頁。公立中学校と専門学校は10月1日から開校したが、日本人子弟の教育は再開されず、日本人世話会がそれぞれの地域で寺子屋式に行った。しかし、引揚げが優先的であったため、子弟の教育に余裕なしの状態であった(同上書、41頁)。

参考文献

- ・朝鮮総督府『施政三十年史』1940年。
- ・朝鮮総督府『朝鮮総督府官報』1920.7.29。
- ・李善英「植民地朝鮮における言語政策とナショナリズム」『立命館国際研究25-2』2012年。
- ・井上薫「日本統治下末期の朝鮮における日本語普及・強制政策」『北海道大学教育学部紀要第73号』1997年。
- ・熊谷明泰「賞罰表象を用いた朝鮮総督府の『国語常用』運動－「罰札」、「国語常用家庭」、「国語常用章」－」『関西大学視聴覚教育第29号』2006年。
- ・佐野通夫「植民地朝鮮における日本の教育政策」『東京大学教育学部紀要第21巻』1981年。
- ・山田寛人「植民地朝鮮における近代化と日本語教育」日韓歴史共同研究委員会・第3分科会編『第2期・日韓歴史共同研究報告書』2010年。
- ・熊谷明泰編著『朝鮮総督府の「国語」政策資料』関西大学出版部、2004年。
- ・安田敏朗『植民地のなかの国語学』三元社、1998年。
- ・_____『統合論理としての国語』三元社、2006年。
- ・山田寛人『植民地朝鮮における朝鮮語奨励政策』不二出版、2004年。
- ・宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、1985年。
- ・森田芳夫・長田かな子『朝鮮終戦の記録・資料編第二巻』巖南堂書店、1980年。
- ・尹海東, 황병주 『植民地公共性－実態と隠喩の距離』図書出版本と共に、2010年。(韓国語)
- ・大田修「日中戦争期大邱朝鮮人女子学生の学校生活」韓哲昊・原田敬一・金信在・大田修『植民地朝鮮の日常を問う』東国大学校出版部、2013年。(韓国語)

- ・呉成哲『植民地における初等教育の形成』教育科学社、2000年。(韓国語)
- ・최근진『近代を見る窓20』西海文集、2007年。(韓国語)
- ・熊谷明泰「治安維持法下の朝鮮語学会事件」
(<http://kuir.jm.kansai-u.ac.jp/dspace/bitstream/10112/2729/1/KU-1400SKS-20060400-.pdf#search=朝鮮語学会>、2016.4.6)。
- ・「尹東柱」(<https://ja.wikipedia.org/wiki/>、2016.4.7)。
- ・「朝鮮教育令」(<https://ja.wikipedia.org/wiki/>、2016.2.28)。
- ・中野文庫「朝鮮教育令(明治44年勅令第229号)」
(<http://www.geocities.jp/nakanolib/rei/rm44-229.htm>、2016.2.28)。
- ・中野文庫「朝鮮教育令(大正11年勅令第19号)」
(<http://www.geocities.jp/nakanolib/rei/rt11-19.htm>、2016.2.28)。
- ・中野文庫「朝鮮教育令(昭和13年勅令第103号)」
(<http://www.geocities.jp/nakanolib/rei/rs13-103.htm>、2016.2.28)。
- ・「ハングル学会」(<https://ja.wikipedia.org/wiki/>、2016.3.9)。
- ・「朝鮮放送協会」(<https://ja.wikipedia.org/wiki/>、2016.3.9)。
- ・「ブナロード運動」『韓国民族文化大百科』
(<http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Index>、2016.3.9)。
- ・「ハングル学会」『韓国民族文化大百科』
(<http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Index>、2016.3.9)。
- ・「朝鮮語学会事件」『韓国民族文化大百科』
(<http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Index>、2016.4.6)。

